

事務連絡
平成29年3月16日各
〔都道府県
保健所設置市
特別区〕
母子保健主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

「健やか親子21（第2次）」のベースラインの設定について（追加分）

母子保健行政及び健やか親子21の推進につきましては、かねてより格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

「健やか親子21（第2次）」の指標については、「「健やか親子21（第2次）」の指標及び目標の決定並びに今後の調査方法について」（平成26年11月12日雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡）において、お示ししたところです。

今般、ベースラインが未設定であった5指標についてベースラインの数値を設定しましたので、各地方公共団体におかれましては、母子保健計画の策定や見直しに当たり参考にしていただくとともに、今後、「健やか親子21（第2次）」の中間評価や最終評価に当たり実施していただく調査の際に御活用いただきますようお願いいたします。

なお、「「健やか親子21」最終評価報告書」（平成25年11月）及び「「健やか親子21（第2次）」について検討会報告書」（平成26年4月）を基に作成した「健やか親子21」スライド集については、別添のとおり下記5指標のスライドを更新しておりますので、御活用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060348.html>

【今回新たにベースラインの数値を設定した指標】

基盤課題B:学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- B-10 学校保健委員会を開催している小学校、中学校、高等学校の割合

重点課題②:妊娠期からの児童虐待防止対策

- ②-7 対象家庭全てに対し、乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村の割合
- ②-8 養育支援が必要と認めた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施している市区町村の割合
- ②-10 要保護児童対策地域協議会の実務者会議、若しくはケース検討会議に、産婦人科医療機関の関係職種（産婦人科医又は看護師や助産師）が参画している市区町村の割合
- ②-12 児童虐待に対応する体制を整えている医療機関の数